

国際人権活動

2013年11月18日（月）第120号

国連経社理特別協議資格NGO
 国際人権活動日本委員会
 〒170-0005東京都豊島区南大塚
 2-33-10 東京労働会館 1F
 tel:03-3943-2420 fax:03-3943-2431
 e-mail:hmr rights@yahoo.co.jp

自由権規約第6回日本審査に向けて

プレ・セッションに日本委員会からは6名が参加

—前田 朗さんからのレポート—

自由権規約第6回日本審査に向けてプレ・セッションが行われ、日本委員会からは事務局長の松田順一さんと「東京 教育の自由を進める会」のメンバー、ジュネーブ滞在中の前田朗さん（造形大学教授）の6名が参加しました。10月31日に、日本政府に対する「リスト オブ イシュー」が採択される予定です。10月25日、前田朗さんから第1報が届きましたのでご紹介します。

<ジュネーブ発>

10月24日（木）、午後2～3時、ジュネーブのパレ・ウィルソン（国連人権高等弁務官事務所）会議室で、「市民的政治的権利に関する国際規約ICCPR」に基づく人権委員会（Human Rights Committee）委員に対する日本関連NGOによるブリーフィング、いわゆるプレ・セッションが行われました。

2012年4月に第6回日本政府報告書が提出され、2014年7月に審査が行われる予定です。NGOレポートも多数提出され、すでに人権高等弁務官事務所のウェブサイトに掲載されていますが、今回は直接のブリーフィング（プレ・セッションと言っています）でアピールしたということです。

参加した委員は、フリントマン、マジョディナ、マタディーン、モト、ニューマン、シェニイ、ウォーターヴァル、ザイベルト・フォア（委員の顔と名前を覚えていないため、不正確かもしれませんが）さんです。

日本からのNGOは14人参加しました。最初に、反差別国際運動（IMADR）と部落解放同盟が、週刊朝日事件を手がかりに、日本における部落差別の現状を報告。次に日弁連代表が、朝鮮学校差別（高校無償化問題、助成金など）、最近のヘイトスピーチ状況（新大久保、鶴橋）、死刑問題などについてアピールしました。国際人権活動日本委員会（JWCHR）は、日本航空客室乗務員



パレ・ウィルソンで行われたプレ・セッション

不当解雇問題（松田さん発言）、学校における「日の丸・君が代」強制問題（新井史子さん、渡辺厚子さん発言）、板橋高校問題（賀谷恵美子さん）が報告しました。国境なき人権、言論・表現の自由を守る会、監獄人権センターの報告もありました。

「日の丸・君が代」問題について、教師だけでなく子どもへの影響について、刑事裁判における99%有罪という実態について、部落差別は日本だけかアジア地域の問題か、女性に対する暴力について、慰安婦問題等の質疑応答がなされました。

終了後、パレ・ウィルソンのレストランカフェでコーヒーを飲みながら、ほんのわずかの時間だけど委員に直接訴えることができ、わざわざジュネーブに来てよかったと、お互いに労をねぎらいました。（前田さんのブログより）

★11月12日（火）、リスト・オブ・イシューが公表されました。現在、松田さんが翻訳中です。国際人権活動日本委員会のホームページにアップします。

当面の日程

第17回総会 12月14日（土）13時～

東京労働会館 地下会議室

「シャラップ」国連人権人道大使ついに辞任

議長 鈴木 重 英

シャラップ大使こと上田秀明国連人権人道大使（68歳）は、9月20日付で退任した。同氏は外務省のキャリア退職後、外務省参与の肩書きで、2008年4月、前述の大使に就任した。国際人権条約の政府報告審査では、同年10月の自由権規約第5回審査から日本政府代表団を引率し、当時「日本の人権は遅々として進んでいる」などと軽口を叩いて苦笑させ、審査に参加したNGOの中で話題になった人物である。



退任した上田人権人道大使

彼を有名にしたのは、今年5月22日、ジュネーブで行われた拷問等禁止条約第2回政府報告審査である。同委員会のモーリシャスのドマー委員から、「日本の刑事捜査は、白白に頼り過ぎでは。中世の名残だ。日本の刑事手続きを国際水準に合わせる必要がある」と指摘され、「日本はこの分野では最も進んだ国のひとつだ」と述べて参加者の苦笑を誘い、「笑うな！なぜ笑うのか！シャラップ！シャラップ！」と声を荒げた。笑ったのはNGOだけではない。委員も笑った。こうした人々に対し、審査を受けている日本政府の代表者が、理由は何であれ、「てめえ、黙りやがれ」はないだろう。NGO参加者の怒りがあったことは言うまでもない。

その時の様子を撮影した動画やAFP通信記事などが配信され、アルジャジーラまでが放送した。ユーチューブ動画で拡散し、ネット上でも騒ぎとなり、情報は一気に国内を駆け巡った。普段は国連の人権報道をしない日本のマスコミも珍しくこれを取り上げた。「日本人としてめちゃくちゃ恥ずかしい」、「こんな男をこんな役職につけておくことが問題」と非難が集中した。院内集会上で上田大使は外務省から注意を受けたと聞いたが、ついに官の退任、職の辞任に追い込まれた。

上田大使は第一次安倍内閣時に、拉致問題や慰安婦問題に関する「日本の国際的地位を高めるため」として2008年に設置された人権人道大使（それまでは2005年に設置された人権大使）に着任したのだが、それで思い当たることがある。拷問等禁止条約審査のおよそ1ヶ月前、今年4月30日の社会権規約第3回日本政府報告審査の際に、中高

等教育の教育費無償化の問題で朝鮮学校の生徒を無償化の対象から外す理由として、北朝鮮政府の拉致問題に国民が納得しないなどの外的な理由をしたり、慰安婦問題では「これは解決ずみの問題なんだ！」と興奮気味に大声を上げたりした。人権の何たるかを知らない、問題の人物だと、これを拝聴した私は危惧の念を抱いていた。

日本の刑事司法はご存知のとおり、代用監獄、長時間取り調べ、長期間勾留、密室取調べ、白白偏重など国際水準から大きく外れたやり方を長年にわたって頑なに続けており、自由権規約委員会や拷問等禁止委員会から度々の是正勧告を受けてきた。まさに刑事司法における被疑者の人権が「中世」状態であることを知るべきなのだ。ドマー委員がいみじくも言うように「国際水準に合わせる必要」は否定しがたいところであって、法務省はこうした指摘を国際的に受けていることは十分承知している。しかし、外務省出身の上田大使には、そうした認識は欠如しており、あらゆる分野の人権問題についても、政府をかばう意識しかなく、「人権の最も進んだ国」などと反省に乏しい卑俗な表現しか思い当たらない人物なのである。

私は彼の実績を長らく見てきたうえで、重い任務に当たった外務省の責任は大きいと思う。日本国を代表し、その外交を担当するという特命全権大使に最もふさわしくない人物を当てたからである。日本国を代表するとは、日本国民を背負っていることである。暴言を吐いても安倍首相がバックにいるので安心と思ったとしたら勘違いも甚だしい。

第2次安倍内閣になってから、外務省の対応は著しく悪くなった。それまで、国際人権活動日本委員会などの要請では気さくに会ってくれた人権人道課長は、現在の課長に交代後は諸々の口実をつけて会おうとしなくなった。日弁連でも個人通報実現、国内人権機関設置等国際人権定着のための諸施策は遠ざかったとの認識だ。

人権の国際基準についての法執行官への教育が重要だとの勧告が度々なされている。自国の人権水準に無知で、国際的に「最も進んだ国」だなどと云って憚らない人権人道大使にまず人権教育が必要であろう。

問題の発言後4カ月で外務省から彼をお引き取り願った我々庶民の運動は小さいながら、ひとつの前進を勝ち取ったと言える。

★人権人道大使の後任は、佐藤地（くに）外務報道官が兼任するとのこと。

「平和への権利」世界法典化の審議に参加して

幹事 菅野 享一 (治安維持法賠償同盟)

6月2日～10日、国連人権理事会で「平和への権利」が議論されるということで、ジュネーブを訪問しました。私にとっては初めての体験で、新しい世界を発見する機会となりました。「平和への権利」の審議は7日に行われ、国際人権活動日本委員会のNGO資格で発言することができました。感想を4点述べたいと思います。

1、国連人権理事会とはどんなところか

人権理事会では、世界中で起こる人権問題がリアルタイムに議論されています。私たちの滞在中も、コソボ問題やイスラエルのUPR審査が行われていました。人権理事会の参加者は、各国政府代表、NGO、国連職員などで、参加者が若いこと、女性が多いことに驚きました。若い世代と女性が世界の人権を議論し、リードしているのです。

2、NGOと各国代表者の発言は対等

「人権の主役はNGOであり、その声を聞かずに人権問題は論じられない」そんな考えが根底になっているのかと思います。ロビー活動や様々なイベントがNGO主催で開催され、私たちもイベントを開き、全員が英語でスピーチを行いました。各国代表間では、国家の利害を背負ってぶつかり合いも大きいものがあります。平和への権利は、キューバが提案国だったためか、「キューバ案件」としてそれだけで拒否反応を示す国が根強く存在していると感じ、「世界の平和」を実現するためには、NGOが大きな役割を果たすことが求められていることを実感しました。

3、論争点と日本の役割について

2012年の人権理事会では「平和への権利の世界法典化」に反対の国はアメリカ1カ国、賛成34カ国、棄権が12カ国でした。今回の採択は手続き的な内容の採決でしたが、反対9カ国、賛成30カ国、棄権8カ国という結果で、反対国の巻き返しが相当進んだと思われます。反対国の先頭はアメリカで、それに組するのがEU諸国。反対理由は「平和は人権概念としての合意はない。平和は「国家間の課題」「安保理で議論すべき」などです。EUの主張は「平和への権利」という新しい権利は



パレ・デ・ナシオンでイベントを開催(右端が筆者)

容認できないとするもの。推進側として理論的整理が求められていると思いました。

「平和的生存権」を憲法前文で規定し、イラク派兵違憲判決を持つ日本、外国軍の基地撤去の闘いなどの実践的な運動がある日本、唯一の被爆国で原発事故の放射能汚染で苦しんでいる日本。そうした日本だからこそ平和という人権の実践的な理論構築が可能だと思います。日本が果たす役割が大きいものがあります。

4、私の発言内容について

草案の第7条（圧制に対する抵抗及び反対する権利）と第5条（良心的拒否の権利）は戦前の日本の経験からも重要で、世界法典化の中に入れるべき権利であること。いまだ戦争について明確な反省ができない国日本。侵略戦争に反対し国家犯罪の犠牲になった治安維持法犠牲者に、いまだに国家からの謝罪も賠償もない。戦争に反対することが権利として考えられていたら、治安維持法のような悪法は成立できず、犠牲者は存在しない。抵抗権と良心的兵役拒否の権利は重要で、それらの権利が「平和への権利」としてすべての個人に与えられるべきだと思います。平和の主体は、国家ではなく個人で、その権利を侵害し戦争を推進する主体が国家です。平和に生きる権利を世界のすべての個人が有することが必要なのです。

このような権利が平和への権利として条約化されることは、世界の一人一人が平和に生きる権利主体になることで、平和な世界を実現するうえで大きな意味を持っていると思います。このような内容を英語で発言しました。

「勧告をどう実施させていくか」

社会権規約委員シン・ヘイスーさんを迎えてセミナー

シン・ヘイスーさんは、1950年韓国京畿道生まれ。梨花女子大英文科、院社会学、アメリカニュージャーシー州ラトガーズ大学社会学博士課程を経て、現在、梨花女子大国際大学院客員教授。著書多数で、日本語で読める著書「韓国女性人権史」（明石書店刊）もあります。2011年に社会権規約委員になられ、今年5月にジュネーブでお会いし、夕食を共にしながらお話をお聞きしました。

10月23日（水）、日弁連がシン・ヘイスーさんを迎えて「国際人権セミナー」を開催し、約60名が参加。日本委員会からは16名が参加しました。

講演に先立ち、日弁連社会権規約問題WG座長の武村二三夫弁護士は、次のように述べました。

4月の審査には日本から大勢のNGOが出かけ、審査を傍聴し、ランチタイム・ブリーフィングやNGOミーティングなどを行ったが、我々の審査への関わり方が委員からみてどうだったかをお聞きしたい。また、今回は12～13年ぶりの審査だったが、前回と同じ項目について同じ勧告が出されている。フォローアップができていないからである。今後、勧告をどう実施させていくかが課題で、その点もお聞きしたい。

シンさんの講演内容（要旨）

冒頭、「今日は個人としてお話をさせていただく」、「4月の日本審査には、日本から会場に入りきれないほど多くの方が傍聴に参加され、初めてのことで驚いた。その姿勢は今後も続けてほしい」。日弁連のみなさんとお話しする機会があったので、ここでは「委員会にどう働きかけるか、どうフォローアップするか、についてお話ししたい」とお断りされ、次のような内容のお話をされました。

★9つの中心的国連人権規約・条約のうち、日本は2つの規約と5つの条約を批准している。これらは不可分で、すべて関連がある。特別な分野に限定するのではなく全体として考えてほしい。日本は近く、障害者権利条約を批准すると聞いている。そうなれば残りは1つだけであり、これはいいことだ。

★日本は個人通報制度に関するものは1つも批准していない。個人通報制度がなければ規約・条約は完全ではない。個人通報制度の批准の世論をつくって政府にプレッシャーをかけてほしい。

★一般的意見については21項目が出されていて、いま2つが作業中である。1つはセクハラに関す

るもので、私が担当するかもしれない。もう1つは7条（労働条件）に関するもので、ポルトガルのゴメス委員とブラジルのレナード委員が担当に決まった。4年以内に一般的意見書を作成するので、日本のNGOからもレポートを出してほしい。期日が決まれば、ジュネーブで意見表明もできるので、ウェブをチェックするとよい。

★その国の法制、財政、税制などはわかりにくいのでNGOからの情報が重要になる。

★社会権規約は、1条から15条までであり、広範な権利を規定している。そのなかで、2条の一般的義務に関して、日本政府は誤解しているように思う。「漸進的に実現する」ことの意味は、「完全な実現に向けて直ちに何らかの措置」をとらなければならないということであり、実現を遅らせてもよいということではない。これは原則的規範で、他の条約にも適用されることである。

★2条1項の締約国の義務、先進国のODA拠出について、ODAに加盟する企業が人権侵害を行っていないかが問題。トルコの巨大ダムを作ったドイツの資本が、ドイツの審査で問題になった。中南米の開発などでも同様のことがおこっている。

★締約国の義務として、行政府だけでなく、立法府（国家）、司法も、人権条約・規約の実施に責任がある。審査にも行政府だけでなく、国会や司法からも参加すべきだ。勧告の実現は三権にかかわるものである。

★政府と市民社会との関係について。政府は報告書作成のときに市民社会との協議を行ったのかどうか。NGOの側からも追求するべき。

★日本は、パリ原則に則った国内人権機関を早期に実現してほしい。

国際人権について 韓国でのとりくみ

★韓国の審査には、国会議員2名（与党1名、野党1名）を、ジュネーブでの審査に参加させた。勧告の実施には3権全てがかかっている。司法を審査にどう関与させるかが課題で、次回は裁判官も参加させたい。

★国会の中に国際人権フォーラム（20名）ができています。また、裁判官2200名中、200名が国際人権研究会に入っている。法務省の中には韓国人権協会があり、私も委員で、毎月会議を行っている。

★審査の結果、どんな勧告が出されたのかを知らせるために、韓国政府主催のフォーラムが開かれ

る。別にNGO主催のフォーラムも開かれ、議員や裁判官も参加している。

★韓国弁護士会と韓国人権センター共催で、毎年国際人権条約についてのシンポジウムを開いている。2011年は「国際人権条約制度について」、2012年は「女性の人権とUPR審査について」、今年（2013年）は12月に、「個人通報制度」、「行政・立法府・司法」の責務について、人権先進国フィンランドからの報告を予定している。

社会権規約第3回日本審査を振り返って

★4月30日の審査に、NGOのメンバーが全員は入れなかったのは初めてのことで、委員はみんなびっくりした。大勢着てくれるのはうれしい。しかし、会場を広い部屋に変更してほしいという要

求は不適切な要求だ。EUの大学生のように日本の大学生にも来てほしい。

★日本のNGOから、20本以上のレポートが出されたが、どれが重要な問題なのか読み込むのが大変だった。事前にNGO同士でよく議論して調整したほうが効果的だと思う。そうすればジュネーブに来る人も少なくともよくなるのではないか。

★各委員が、どの分野に関心をもっているのか、どの委員がNGOに対してフレンドリーか、ということなども調べて、どの問題を、誰に、どのようにアプローチするかなど、効果的なアプローチをするとよいと思う。

講演後、短い時間でしたが、参加者からの質問にも答えていただきました。

（まとめ/上野節子）

特定秘密保護法案に反対する声明

国際人権活動日本委員会は、働くものの人権を守ろうと20年前に結成し、日本と世界の人権を向上させるために活動してきた。

現在、日本は、国連人権理事会の理事国であり、日本政府は国連人権規約および条約のほとんどを批准している。しかし、日本政府は、各委員会から審査ごとに出された数多くの総括所見・勧告のほとんどを履行していない。そのため、同じ勧告が何度も繰り返し出されるという恥ずべき状況にある。

日本国憲法は「基本的人権」を高く掲げ（97条）、「言論、出版その他一切の表現の自由はこれを保障する」（21条）としているが、残念ながら日本は国際水準から大きく遅れた「人権後進国」といわざるを得ない。

安倍政権は10月25日、機密情報を漏らした公務員らに対する罰則を懲役10年以下に強化することなどを柱にした特定秘密保護法案を閣議決定し衆議院に提出した。

この法案は、①防衛、②外交、③スパイ活動の防止、④テロ活動の防止、の四分野で、政府が「国の安全に著しい支障がある」と判断した情報を特定秘密に指定し、公務員らがそれを漏れいした場合罰則を科す、というものである。罰則は秘密を漏らした公務員だけでなく情報を知ろうとした市民にも適用され、研究者やジャーナリストも罪に問われる。しかも秘密の範囲が広範・あいまいで、「何が秘密か、それは秘密」といわれるように、結局は、国が都合の悪いことを国民の目から遠ざけようとしていることである。

原発の情報やTPP交渉のような命や暮らしにかかわる情報も隠され、「知る権利」「知らせる権利」が侵されることになる。

さらに秘密保護法案は、国家安全保障会議（日本版NSC）設置法案と一体として強行されようとしている。これは集団的自衛権のもと「海外で戦争をする国」を目指していることである。戦前戦中の歴史を思い起こす。

法案に対し、多数の憲法学者や刑事法学者が「国民主権などの憲法の基本原理を脅かす」と反対を表明し、ジャーナリストやテレビキャスター、ペンクラブなどの多くも反対の意思表示をしている。撤回を求める市民の声は、日をおうごとに強まり、連日さまざまな行動が行われている。

自民党は、野党の「修正」要求には耳を傾けると言い出しているが、この法案は「修正」ではなく「廃案」にする以外にない悪法である。

この法案が通れば、遅れている日本の人権水準は、さらにいっそう後退することはあきらかであり、秘密保護法に反対するすべての人たちと連帯し、廃案に全力をあげる決意である。

2013年1月14日

国際人権活動日本委員会 議長 鈴木 亜英

前号(119号)からの活動日誌

- | | | | |
|--------|--|------------|--|
| 8月19日 | 第4回代表者会議 | 動 | |
| 9月1日 | さよなら原発集会(日比谷公会堂) | 10月15日 | 市民の生命と安全を脅かす「秘密保護法案」に反対する院内集会 |
| 9月4日 | 自由権規約第6回日本審査に向けて「人権NGOの集い」 | 10月16日 | 「平和への権利」院内集会&シンポジウム 9条世界会議in大阪 |
| 9月6日 | 東京労働会館「防災訓練」 | 10月18日~22日 | 治安維持法告賠同盟「韓国平和・連帯の旅」 |
| 9月10日 | 原発ゼロミクス「今改めて考える原発のコスト」 | 10月19日 | 10・23通達から10年ー「日の丸・君が代」強制反対! 10・23通達撤回!ー憲法改悪を許さない! 学校に自由と人権を! 10・19集会 |
| 9月12日 | JAL不当解雇撤回裁判(客室)東京高裁第4回口頭弁論・報告会 | 10月23日 | 社会権規約委員シン・ヘイスーさんを迎えて「国際人権セミナー」 |
| 9月11日 | 「取調べの可視化」集会 | 10月24日 | 自由権規約審査に向けてのプレセッション(ジュネーブ) |
| 9月14日 | 再稼働反対! 「9・14さよなら原発大集会」 | 10月25日 | JAL不当解雇撤回 高裁勝利! 早期解決をめざす大集会 |
| 9月17日 | スノーデン事件から見えてきた「監視国家アメリカ」 | 10月28日 | 第5回代表者会議 |
| 9月23日 | 東京地評第12回総会(メッセージ送付) | 10月29日 | 共謀罪創設反対を求める院内学習会 |
| 9月26日 | 第5回幹事会 | 11月5日 | 秘密保護法案反対集会 |
| 10月3日 | シンポジウム「安倍政権でどうなる私たちの人権」 | 11月6日 | 労働法改悪反対集会 |
| 10月8日 | 可視化を求める院内集会〜ガラパゴス化する日本の刑事司法 | 11月11日 | 死刑執行を考える日 |
| 10月10日 | 超党派議員による院内学習会「秘密保全法」”秘密保護法”阻止10・10シンポジウム | 11月14日 | 第6回幹事会 |
| 10月13日 | 原発ゼロ統一行動 集会・デモ・国会前行 | 11月15日 | レッド・ページ裁判、最高裁要請 |

掲示板

<裁判傍聴>

- 東京「君が代」裁判第3次訴訟第15回口頭弁論
12月6日(金) 13時30分(13時10分傍聴抽選締め切り予定)
東京地裁527号法廷 終了予定15時 報告集会ーハロー貸し会議室虎ノ門3F
- JAL不当解雇撤回裁判東京高裁控訴審 結審
客室乗務員 12月24日(火) 10時30分~ 東京高裁101号法廷
パイロット 12月26日(木) 午前中(時間未定)
東京高裁101号法廷

<集会・シンポ・イベント>

- ストップ! 過労死 「過労死防止基本法」の制定を実現するつどい
11月19日(火) 13時30分~17時
記念講演/小室淑恵
衆議院第1議員会館 地下大会議室
- 秘密保全法に反対するすべての人たち大集合
11月21日(木) 午後6時30分~7時30分
日比谷野外音楽堂での集会→国会請願デモ

- 東京地評 労働者の権利討論集会 11月23日(土) 12時30分~
東京労働会館ラパスホール
- JAL契約制客室乗務員雇い止め撤回裁判「勝利をめざす12・8台集会」
12月5日(木) 18時30分~20時30分 日比谷図書館コンベンションホール
- 久村信政さん(造船連絡会)を偲ぶ会 12月14日(土) 12時30分~
兵庫県民会館10階「福の間」



1800人以上が参加した10・25
JAL不当解雇撤回大集会